

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年9月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日・期間	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員倫理条例の一部を改正する条例	職員の法令遵守、公益通報、不当要求行為の防止等に関する事項を定めることにより、市民の信頼の確保及び公正な市政運営を図るものです。	平成24年 9月7日 提出  議案 第91号	パブリック コメント	H24.7.5～ H24.8.3	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	人事課  089- 948-6940
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市防災会議条例の一部を改正する条例	災害対策基本法の改正に伴い、防災会議の諮問機関としての機能を強化するほか所要の規定の整備を図るものです。	平成24年 9月7日 提出  議案 第92号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	危機管理 担当部長付  089- 948-6815
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市災害対策本部条例の一部を改正する条例	災害対策基本法の一部改正に伴い、同法の引用条項を整備するものです。	平成24年 9月7日 提出  議案 第92号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	危機管理 担当部長付  089- 948-6815
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年9月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日・期間	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
4	松山市火災予防条例の一部を改正する条例	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備に係る火災予防のための基準を定めるものです。	平成24年 9月7日 提出  議案 第93号	パブリック コメント	実施して いません	<p>【パブリックコメントを実施しない理由】</p> <p>次の理由から市（実施機関）に裁量の余地がないと認められるため（実施要綱第3条第2項第2号に該当）</p> <p>(1) 条例を改正して定める基準の内容が、消防法などの上位法の定める基準（条例制定基準）に従ったものであること。</p> <p>(2) 条例制定基準は、消防庁により全国的に統一した基準とする必要があるとされていること。</p> <p>(3) 地方の気候又は風土の特殊性により、条例制定基準によっては火災予防の目的を十分に達し難いと認められるときに限り、基準の特例を定めることができるとされている消防法施行令第5条の5の規定を適用する必要性が本市には認められないこと。</p>	消防局 予防課  089- 926-9217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年9月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日・期間	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
5	松山駅周辺まちづくり 審議会条例	松山駅周辺まちづくり審議会を 設置するものです。	平成24年 9月7日 提出  議案 第94号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する 条例であり、実施要綱第3条第1項各号のい ずれにも該当しないため	松山駅周辺 整備課  089- 948-6467
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する → 市民等の意見を考慮して意思決定を行う → 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。